



2022年5月18日

各 位

会社名 株式会社ワールド  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝  
(コード番号：3612 東証プライム)  
問合せ先 副社長執行役員 中林 恵一  
(TEL：03-6887-1300)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の定時株主総会に定款一部変更の件を附議することとしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により、株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されることとなり、当該導入に係る改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、定款の一部を次のとおり変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条の2(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条の2(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条の2(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は一定期間の経過をもって自動的に削除するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日 程

定 款 変 更 の 効 力 発 生 予 定 日 2022年6月23日

以 上

現行	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第13条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1 2022年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の決議による変更の前の定款第13条の2(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び当該変更後の定款第13条の2(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、同項に規定する変更の前の定款第13条の2(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則の規定は、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除する。</u></p>